

令和4年8月（第8回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	報告第4号 非農地証明について
日程第6	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第7	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第8	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第9	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第10	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第11	令和4年 第9回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番松野隆委員、13番坂田成喜委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が4件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、所有権移転の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
次に使用貸借権設定の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
賃貸借の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に日程第5 報告第4号 非農地証明について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第4号を説明》

(議長)

只今、報告第4号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告とします。

次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(2番委員)

調査報告いたします。

8月1日に緒方推進委員、松本推進委員、事務局と私で、申請書の確認及び現地調査を行いました。

今回の案件は、賃借人が、新規で就農を計画しているもので、営農計画書の提出がっております。

その中で農機具の借り入れや保管場所等の記載内容に不備があり、今日現在

で農地を効率的に耕作できるか確認ができておりません。併せて、賃貸人の所有する農地につきましても、大規模に掘削を行っている農地があり、農地としての利用がなされていないことも現地にて確認しております。

書類等が揃い、賃貸人の農地が農地として復元されるまでは、農地を賃貸借させてもいいかの判断ができる状態ではございませんので、今回は審議保留が妥当かと思いますが、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

審議保留にしてはいかがかとのことでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

(9番委員)

資料が全部で揃い、農地が復元されてからの審議が妥当ではないだろうか。

申請を出したら許可がなされると簡単に思われるのも良くないと考える。

(議長)

その他に何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案を審議保留とすることに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案につきましては審議保留とすることに決定をいたします。

日程第7 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

8月2日に現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が植林を行う案件でございます。
転用許可基準について、申し上げます。
まず立地基準について、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま
す。続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
隣接する山林、原野と一体的に植林する見込みもあります。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているため許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、6番渡邊久則委員より調査いただいております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

8月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸し公園を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地ですが、集落に接続しており、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお

(議長)

只今、番号2番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求め

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

8月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が特定建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地ですが、集落に接続しており、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考えま

す。以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

8月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設などがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について1番荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべて

の項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、地上権設定の部 番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

7月29日に岩村会長、河端推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

隣接原野と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について11番渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ

とに決定をいたします。

次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号6番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、賃借権設定の部 番号6番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きますして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思ひます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思ひます。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思ひます。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
所有権移転の部でございます。
番号1番から番号3番につきまして、公社の買い入れの案件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に公社からの売り渡しの案件でございます。番号4番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(11番委員)

報告いたします。

7月22日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、中川委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、西瓜・ベビーリーフを中心に農業経営を行っており、耕作面積は2町7反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の2町以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号4番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11 令和4年第9回委員会の日時について申し上げます。次回は9月12日、午後2時より JA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員